



## 公共ます設置に伴う注意事項

1. 公共ますは、原則として一面地に1個設置します。土地利用の変更（土地の分筆や新築等）を予定している場合はご相談ください。

※一面地とは、同一の用途または同一の利用目的で使用されている土地をいいます。

2. 公共ますの設置位置は要望箇所としますが、土地の形状や構造上等で設置が困難な場合は担当職員が立会い確認のうえ決定します。なお、宅地内に公共ますを設置することが困難な場合（道路に近接して家屋がある、道路と宅地との高低差が大きい等）、また特定事業場や悪質下水排水施設等で水質調査が必要な場合に限り、道路内に公共ますを設置することがあります。

3. 設置する公共ますは、ます径20cm、深さ90cmを標準と定めていますが、土地の広さや形状、既存の排水管の大きさによって変更する場合があります。

### 《担当課一覧》

課	電話	業務内容
営業課	097-538-2434	受益者負担金、下水道使用料、排水設備、助成金、融資等に関すること。
下水道整備課	097-537-5662	公共下水道の調査設計・工事、用地取得、補償等に関すること。
下水道施設管理課	097-537-5642	下水道施設の維持管理、水資源再生センター等に関すること。